

[Tweet](#)

令和6年3月29日
金融庁

相談・手続・採用情報

- ▶ 各種窓口のご案内
 - ▶ 金融サービス利用者相談室
 - ▶ 金融行政モニター
- ▶ 情報公開等
- ▶ パブリックコメント
- ▶ 申請・届出・照会
- ▶ 入札公告等
- ▶ 採用情報

新着情報配信サービス

▶ 金融庁ソーシャルメディア
アカウント

▶ 関連リンク

 証券取引等監視委員会

 公認会計士・監査審査会

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について

1. パブリックコメントの結果

金融庁では、「[「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」](#)等につきまして、令和6年2月8日（木曜）から令和6年3月11日（月曜）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、5の個人及び団体より延べ6件のコメントをいただきました。本件についてご検討いただいた皆様には、ご協力いただきありがとうございます。




本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は（[別紙1](#)）をご覧ください。そのほか、本件とは直接関係しないコメントもお寄せいただきましたが、こちらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。

2. 公布・施行日

本日公布されており、令和6年4月1日（月曜）から施行されます。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）
企画市場局企業開示課（内線3691、2999）

- （別紙1）  [コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方](#)
- （別紙2）  [「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（金融庁告示）（新旧対照表）」](#)
- （別紙3）  [「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（金融庁告示）（新旧対照表）」](#)

サイトマップ

金融
庁に
つ
い
て

報
道・
広
報

政
策・
審
議
会
等

法
令・
指
針
等

金
融
機
関
情
報

国
際
関
係
情
報

アクセ
スF
S
A
(金融
庁
広
報
誌)

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government (法人番号6000012010023)

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
電話番号：03-3506-6000